

雇用者の数が増加した場合又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

雇用者の数が増加した場合又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度		・ ・ ・ ・		法人名			
基準雇用者数 (別表六(十六)付表「4の①」) (マイナスの場合は0)		1	人	当期税額控除額の計算	調整基準雇用者数 (1) - (18)		9	人			
基準雇用者割合 (1) (別表六(十六)付表「2の①」-「3の①」)		2			控除対象基準雇用者数又は控除対象特定地域基準雇用者数 ((1)-(18))又は(8)と(9)のうち少ない数		10				
給与等支給額 (別表六(十六)付表「7」)		3	円		税額控除限度額 40万円×(10) ((2)<0.1の場合又は(3)<(4)の場合は0)		11	円			
比較給与等支給額 (別表六(十六)付表「15」)		4			調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)		12				
特定地域基準雇用者数の計算	当期の終了の日において勤務する特定地域新規雇用者数	5	人	当期税額基準額の計算	当期税額基準額 (12)× $\frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$		13				
	同上のうち特定業務施設に係る特定地域新規雇用者数	6			当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額		14				
	みなし基準雇用者数 (別表六(十六)付表「4の②」-「4の③」)	7			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑩」)		15				
	特定地域基準雇用者数 ((5)-(6))と(7)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	8			当期税額控除額 (14)-(15)		16				
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項											
認定年月日			平 ・ ・		事業実施地域						
地方事業所税額控除限度額に係る計算					地方事業所特別税額控除限度額に係る計算						
計画の区分		拡充型・移転型		基準年度				平 平 ・ ・ ・ ・			
地方事業所基準雇用者数 (別表六(十六)付表「4の④」) (マイナスの場合は0)		17	人	当期税額控除額の計算	適用年度	平 平 ・ ・ ・ ・	25	人			
当期税額控除額の計算	控除対象地方事業所基準雇用者数 ((1)と(17)のうち少ない数)	18				平 平 ・ ・ ・ ・	26				
	地方事業所税額控除限度額 (20万円又は50万円)×(18) ((3)<(4)の場合は0)	19	円			平 平 ・ ・ ・ ・	27				
	当期税額基準額 (12)× $\frac{30}{100}$	20				平 平 ・ ・ ・ ・	28				
当期税額控除額の計算	差引当期税額基準額残額 (20)-(14)-(別表六(十五)「22」)	21		当期税額控除額の計算		地方事業所特別基準雇用者数 (25)+(26)+(27)+(28) (マイナスの場合は0)		29		円	
	当期税額控除可能額 (19)と(21)のうち少ない金額	22				地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(29)		30			
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑩」)	23				差引当期税額基準額残額 (20)-(14)-(22)-(別表六(十五)「22」)		31			
	当期税額控除額 (22)-(23)	24				当期税額控除可能額 (30)と(31)のうち少ない金額		32			
				当期税額控除額の計算		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑩」)		33			
						当期税額控除額 (32)-(33)		34			
法人税額の特別控除額 (16)+(24)+(34)							35				

別表六(十六) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

別表六（十六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成28年改正前の措置法第42条の12の2第1項から第3項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 当期の開始の日の前日における措置法第42条の12第1項第2号及び第2項第2号に規定する雇用者の数が零である場合には、「基準雇用者割合2」は、記載を要しません。
- 3 「特定地域基準雇用者数の計算」の各欄及び「調整基準雇用者数9」は、平成28年4月1日前に開始した事業年度にあっては、記載を要しません。
- 4 「当期の終了の日において勤務する特定地域新規雇用者数5」は、当期の開始の日において地域雇用開発促進法第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（以下「特定地域事業所」といいます。）において当期に新たに雇用された措置法第42条の12第5項第5号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第2号に規定する雇用者をいいます。）で当期の終了の日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するもの（以下「特定地域新規雇用者」といいます。）の数を記載します。
- 5 「同上のうち特定業務施設に係る特定地域新規雇用者数6」は、特定地域新規雇用者のうち措置法第42条の12第2項の規定の適用に係る同条第5項第6号に規定する特定業務施設に勤務するものの数を記載します。
- 6 「控除対象基準雇用者数又は控除対象特定地域基準雇用者数(1)－(18)又は(8)と(9)のうち少ない数」¹⁰は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度にあっては「(1)－(18)又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあっては「又は(8)と(9)のうち少ない数」を消します。
- 7 「当期税額基準額(2)× $\frac{10又は20}{100}$ 」¹³は、その適用を受ける法人が中小企業者等（措置法第42条の4第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等を行います。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の一定割合以上を大規模法人に所

有されていない法人又は資本若しくは出資を有しない法人で常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。中小企業者に該当するかどうかは、下の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

「地方事業所税額控除限度額」

- 8 「20万円又は50万円」×(19 は、「基準雇用者割合2」
(3)<(4)の場合は0)」
が0.1以上である場合又は当該事業年度開始の日の前日における措置法第42条の12第1項第2号及び第2項第2号に規定する雇用者の数が零である場合にあっては「20万円又は」を消し、その他の場合にあっては「又は50万円」を消します。
- 9 「基準年度」は、措置法第42条の12第2項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度(同法第68条の15の2第2項(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受けた連結事業年度を含みます。)を記載します。
- 10 「適用年度」の各欄は、措置法第42条の12第5項第11号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、別表六(十六)付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 11 当期が1年に満たない場合(12に規定する場合を除きます。)には、
「地方事業所特別税額控除限度額 30 中「30万円」とあるのは、
$$30\text{万円} \times \frac{29}{30}$$
」
として記載します。
- 12 措置法令第27条の12第15項(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)に規定する2年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、
「地方事業所特別税額控除限度額 30 中「30万円」とあるのは、
「
$$30\text{万円} \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$$
」として記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定								
発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額		a	大 規 模 法 人 等 の 保 有 する 明 細	順位	大 規 模 法 人 名		株 式 数 又 は 出 資 金 の 額	
常 時 使 用 する 従 業 員 の 数		b		1		g		
大 規 模 法 人 等 の 保 有 する 明 細	第 1 順 位 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (g)	c				h		
	保 有 割 合 $\frac{(c)}{(a)}$	d		%			i	
	大 規 模 法 人 合 計 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (k)	e					j	
	保 有 割 合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%	計 (g)+(h)+(i)+(j)		k		

この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。

1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんから注意してください。

2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。